

平成29年度 山梨県森林審議会（第1回）会議録

1 日時：平成29年11月10日（金）午後2時00分～午後3時55分

2 場所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）天野 公夫、神宮寺 守、杉本 光男、相馬 保政、辻 一幸、
中田 勝彦、三好 規正、山際 真理、若狭 美穂子、若尾 直子
以上10名

（事務局）小島森林環境部林務長、丹澤森林環境部次長、島田森林環境部技監、桐林森林環境総務課長、村山みどり自然課長、金子森林整備課長、山田林業振興課長、鷹野県有林課長、中込治山林道課長、関岡中北林務環境事務所長、渡辺峡東林務環境事務所長、秋山峡南林務環境事務所長、田邊富士・東部林務環境事務所長、橘田森林総合研究所長、森林環境総務課課長補佐、森林整備課課長補佐、林業振興課課長補佐、県有林課課長補佐、治山林道課課長補佐

4 会議次第

（1）開会

（2）森林環境部 林務長あいさつ

（3）会長あいさつ

（4）議事

（5）閉会

5 議事に付した案件

（1）報告事項

- ・やまなし森林・林業振興ビジョンの進捗状況について
- ・平成29年度第1回森林保全部会における決議案件について
（森林法第10条の2第1項の森林における開発の許可案件について）

（2）その他

6 議事の概要

司会：

定刻となりました。委員の皆様には、大変お忙しいところ、森林審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、司会進行を務めます森林整備課の小沢です。よろしくお願いいたします。

ただ今から、山梨県森林審議会を開会します。

本日の森林審議会の成立についてですが、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。

当委員会の委員数は15名で、本日は、10名の御出席をいただいておりますので、審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、森林審議会の審議は、公開となっており、後日、県庁ホームページより議事録の閲覧が可能となります。

また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席が設定しております。

次に、本日は平成29年度の第1回目の森林審議会となるため、出席している県幹部職員を紹介いたします。（所属長以上紹介）

それでは、次第に従いまして、小島林務長より挨拶を申し上げます。

林務長：

（あいさつ）

司会：

次に会長のあいさつをいただきます。辻会長よろしくお願いいたします。

会長：

（あいさつ）

司会：

辻会長、ありがとうございました。

次に議長の選出ですが、山梨県森林審議会運営規則第3条によりまして、議長は会長があたることとなっておりますので、辻会長よろしくお願いいたします。

辻会長は、議長席にお移りください。

議長：

議事進行を務めさせていただきますので、よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

まず、議事に移ります前に、山梨県森林審議会運営規則第7条により、本日の議事録署名委員を指名することとなっております。いかがいたしましょうか。

委員：

（議長一任）

議長：

議長一任の声がありましたので、「三好委員」と「山際委員」にお願い致します。

それでは議事に移ります。

はじめに、「やまなし森林・林業振興ビジョンの進捗状況について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

森林環境総務課長：

やまなし森林・林業振興ビジョンの進捗状況について、ご説明申し上げます。
（資料1「やまなし森林・林業振興ビジョンの概要」説明）

議長：

事務局の説明が終わりました。御意見や御質問がありましたら御発言願います。いかがでしょうか。

委員：

今年の夏に仕事で、県の南部の方に行く機会がありまして、そこで感じたことを述べさせてもらいますので、それについて県の取り組みはどうなっているのか、お聞かせ願えればと思います。現在、県南部では中部横断道の工事が進められていますが、この道路の開通により今後、県外の企業に対し、カーボンオフセット導入による間伐等の森林整備の推進や、バイオマス燃料、ペレットストーブ等の工場を誘致するなどの働きかけを積極的に行うことで、もっと林業が活性化していくのではないかと感じています。林業を産業として根付かせて、そこに携わる人がご飯を食べていけるような取り組みを行っていくことが、遠回りのように見えても大事なことだと思います。

県としては、中部横断道の開通をふまえて、現状、何かそれを生かすような施策を行っているのか。また、今後、どのような取り組みを行っていくのか、お聞きしたいと思います。

県有林課長：

カーボンオフセットの取り組みにつきましては、県でカーボンオフセットクレジットというものを取得しておりまして、平成23年度からその販売を行っているところです。今年の8月末現在で、販売金額は3,300万円程度、CO₂のトン数でいうと、約8千トン販売しておりまして、県有林の間伐など、森林整備等の財源として有効に活用させていただいているところです。企業向けにPRもしているところですが、最初にこの取り組みを始めた時と比べまして、認知度が落ちているように感じますので、今後はなお一層関係企業に働きかけをしていきたいと思っております。

また、販売量については、ここ最近は年間1,200トン程度で推移しているので、これが増え

るように努力して参りたいと思います。

林業振興課長：

木材の活用につきましては、県南部は林業が盛んなところで、スギ・ヒノキが多い地域であります。そこで、木材を積極的に使っていくということが課題となりますので、まずは、公共施設で積極的に使うこととし、県では、今年、公共施設において木材の使用の促進を定めた方針について、見直しをしたところです。また、市町村にも同様の方針がありますので、併せて市町村にも見直しをしてもらい、公共施設等で積極的に木材を使っていくこととしているところです。

それ以外に、新たな特産品としまして、県の森林総合研究所においてクロアワビタケという、夏場に収穫できるキノコを品種改良致しました。山梨夏っこきのこの名で商標登録し、今年度から4つの事業者で栽培が始まっております。今後は更に普及につとめて、事業者の収入につなげていければと考えております。

みどり自然課長：

本県では、やまなし森づくりコミッションという県とは別の組織があり、企業・団体による森づくりをサポートする活動を、県と連携しながら進めているところです。

平成29年3月末までで、64の企業・団体が、69か所で森林整備に取り組んでいます。

また、その取り組みを更に進めるために、県で「やまなしの森づくり・CO₂吸収認証制度」を設けています。これは企業が森林整備した場合に、それに伴うCO₂の吸収量を県が認証する制度であります。企業にとっては社会貢献の証明にもなりますし、温暖化対策に関する温室効果ガスの排出抑制制度などに活用することもできます。具体的には、昨年度は13件で、171トンのCO₂吸収量の認証をしました。平成21年度から累計しますと115件で、1,196トンのCO₂吸収量を認証しています。

議長：

〇〇委員、よろしいでしょうか。

それでは、〇〇委員。

委員：

項目の4番目の林業への新規就業者数ですが、目標値は54人/年に対し、28年度実績は46人/年となっています。この数字をどのように評価すれば、よろしいでしょうか。基準値に対する実績値についての考え方を教えていただければと思います。

次に、面接会に多数の参加があったものの、就労条件等が折り合わず、雇用に至らなかったとコメントに記載されていますが、具体的にはどのあたりがネックになっているのでしょうか。

最後に、他県で新規就業に関する成功事例があれば教えていただければと思います。和歌山県では、過去に若年の新規就業者を増やしたという実績があったという話も聞いておりますが、他県の先進事例で何か取り入れられるような事例があるのか、またはすでに参考にしているものがあるのか、併せてお伺いします。

林業振興課長：

新規就業者数の数値をどう評価するについては、中々難しい部分があると思います。目標値の54人は、計画をつくる前の直近3年間の平均をとりまして、それを維持していくということで、定めた数値です。それを踏まえた上で、実績値について、達成はしていないですけれども、8割以上の達成ということなので、ある程度達成できていると考えております。

新規就業者の状況についてですが、年間7回ほど様々な場所で就労相談を行っており、その中の1つ「森の仕事ガイダンス」では、実際に席について相談された方が46人という状況です。実際に話をする中で、体力的に厳しい点や給料の面で月給制ではなく、日給制のところ約65パーセントを占めるなど、将来を見据えて、厳しいという反応があります。全国的にみましても、全産業の平均所得と比較して、100万円近くも所得が低い状況であり、一人あたり300万円程度となってしまうため、この点からも将来を見据えると厳しいというのが実情です。

他県の成功事例ですが、実際の成功事例までは、詳細に調べておりませんが、まずは林業事業体の経営者の考え方を変えていかなければ、中々厳しいのではと考えております。他県では、林業専門のコンサルタントに委託して、林業事業体の経営者に対して、経営状況等を分析し、アドバイスをすることにより、就業者を増やすことに成功したという事例も聞いていますが、そういったことも含めまして、今後の参考にしていければと思っています。

委員：

大勢の人が就業したという事実は結構ですけれども、就業した後の定着率はどのくらいなるのでしょうか。

林業振興課長：

直近のデータから申し上げますと、採用1年目が8割程度、年を追うごとに段々減りまして、3年目には5割弱まで落ち込むというのが実情です。

委員：

先程、林業事業体の変革が必要だというお話がありましたが、確かにそのとおりだと思います。周囲を山に囲まれている山梨県は、林業を行っていく上での体制づくりについて、全国のトップをきるべき立場にあると思います。林業で生計をたてていけるような、体制整備を行う必要があります。就業しようとする若者に呼びかけて面接を行ったり、ハローワークと連携するなど、一つのモデルケースができればと思いますが、その点については、どのようにお考えでしょうか。

林業振興課長：

国の法律によって設置されている組織で、林業労働センターというところがございます。こちらでは、林業就業者の募集を行っており、県やハローワークと連携しながら進めております。

また、林業就業者への研修も行っております。本県の場合、他県と比べて山が急峻という特徴があり、安く材を出すには難しい環境となっています。このため、ケーブルを張り、山から出すような研修も行っています。

研修期間中は、国が実施している緑の雇用事業等を活用しており、その期間中の給料が支給さ

れる仕組みになっております。県内のほとんどの林業就業者がこの研修を受けておりまして、そういった点では、進んでいるのではないかと思います。

議長：

よろしいでしょうか。

他にありますか。〇〇委員。

委員：

項目の2番目の木材生産量についてですが、この実績が96パーセントに留まったのは、木質バイオマスが少なかったということで、よろしいでしょうか。

林業振興課長：

ご指摘のとおり、木質バイオマスの大きな発電施設が、もう少し早く稼働することを想定していたこともありまして、その部分で進捗率が伸び悩んだという点もあります。

委員：

これが伸びると、ほぼ100パーセントになる訳ですね。

林業振興課長：

はい。それと、ヒノキの単価が落ち込んでいまして、用材としてあまりヒノキが出なかったということも、多少影響しているのではないかと思います。

委員：

製材・合板用の木材が出ているのは、県内と県外で、それぞれどのくらいの割合なのですか。

林業振興課長：

合板については、県内に工場がありませんので、100パーセント県外に出ております。製材については、ほとんどのものが県内で加工されています。ただ、多少は丸太のまま県外に出ている部分もございます。

委員：

オリンピックのように県外での需要がある場合は、製材後に県外に出ていく割合も多いのですか。

林業振興課長：

どういう加工をして使うのかということになるのかと思いますが、集成材、LVL材、CLT材の加工工場は、県内にありませんので、ラミナといって、それを作る前の板の状態ですとこるまでとなっています。

委員：

わかりました。ちなみにCLTでつくった施設は、県内では米倉山にありますが、その他にも県内の施設で使われているところがありますか。

林業振興課長：

初めにつくったのが、米倉山の施設になりまして、それ以外に、大月短期大学の床材などに使用しています。また、現在、富士北麓公園の屋内練習走路にも300m³強のCLTを使って建設しているところです。

委員：

今後、県内でCLTをつくる工場を建設する予定はないのでしょうか。

林業振興課長：

全国では9工場ほどが稼働し、生産能力としては6万m³程度となっております。その中で、実際に使用されているCLTは、2万m³程度となっております。規模的に大きな工場を建設していかないと、採算性が合わないということもありまして、建設するには検討が必要な状況にあります。

委員：

ありがとうございました。

議長：

他にいかがでしょうか。はい、〇〇委員。

委員：

項目5の木質バイオマス利用施設数についてですが、今年度は年平均値を上回る5施設が整備されたということですが、それは具体的にどこの施設なのか教えていただきたいです。

それと、近年、全国でも大型のバイオマス施設が多くできている中で、採算性が合わないという理由で、国内の材を使わず、海外の材を輸入して使う施設が出てきていますが、小さい施設を多くつくることで、産地の材を地域の人が施設に運び、使っていくというスタイルが、山梨県には向いているのではないかと思います。

私が関わっているところでも、コンサルタントが他県からきて、大型発電所の設置について説明会が行われるようなケースが何回もあり、私も伺ったことがあります。企業側の説明は、山梨は森林県で利用価値があり、施設をつくることで潤うというもので、施設をつくったことによる今後の森林への影響、地域への影響については、企業はあまり考えていないように感じます。

そこで、バイオマス施設の建設にあたり、今後のことを考えた設置許可や施設利用等について、県が考えていることがあれば、併せて教えていただきたいと思います。

林業振興課長：

まず、整備した5施設について説明いたします。ゴルフ場と温泉施設に各1つで、併せて2つのチップボイラーを整備し、また、法人施設や子育て支援センターの暖房用等の目的で、3つのペレットボイラーを整備しまして、これで5つになります。

小さな施設をたくさん建設する方が望ましいのでは、というお話につきましては、県としては地産地消となるよう、なるべく身近なところで燃料を調達するという考え方で、実施しています。今年度から木の駅プロジェクトという、地元の方が地元の温泉などに、軽トラックなどを使って燃料を運んできた場合に受け入れる簡易な施設の整備に対して補助するような制度も始めたところ です。

大型発電所につきましては、FIT法の認定を受けて建設するケースがほとんどであり、そこで使うバイオマスの供給量については、事前に県に相談し、申請することになっていますので、県としては需給量を総合的に判断の上、指導することとなります。

議長：

よろしいですか。では、〇〇委員。

委員：

3つ質問があります。1つ目は、項目7のペレットストーブ導入のところで、今後ペレットストーブ等の普及啓発に努めていくということですが、これは具体的にどのような方法で行っていくのでしょうか。2つ目は、項目8のところで、県内外からの森林スポットへの問い合わせにあたり、冊子をつくり、幾つかの場所で配布していますが、今配布している場所以外にも、旅行会社や旅行相談や森林スポットを案内するようなどころでも配布するつもりはないのか、お尋ねしたいです。3つ目は、項目9の特用林産物の取り組みのところで、新たな品種の栽培方法とありますが、これは具体的に何でしょうか。

林業振興課長：

ペレットボイラーの導入については、導入しようと考えているところに、専門家を派遣して説明を行ったり、普及員がペレットボイラーに変えてはどうかと提案するなど、普及に努めているところです。ペレットストーブについては、県民の日や林業まつりなど様々なイベントでの展示や、燃焼実演により、来訪客に効果を説明するなどPRしているところです。

新たな品種につきましては、先ほども説明しました県の森林総合研究所で品種改良したクロアワビタケや、それ以外では漢方薬にもなるダイオウなどがあります。

委員：

ペレットストーブのPRは、県内だけなのでしょうか。県外へは、どのように取り組んでいるのですか。また、新たな品種に関わる話ですが、先日、山梨でトリュフがとれるという話を耳に挟みました。これは県産ワインとも非常にあう話ですが、この件で県は何か関わっているのでしょうか。

林業振興課長：

ペレットストーブにつきましては、まずは県外より県内の需要を増やしていこうということで、県内でのみPRしているのが実情です。

トリュフについては、県の森林総合研究所で、今後栽培技術を確立していくために、試験研究を始めておりますが、まだ始めたばかりなので、来年すぐに取りれるという話ではありません。クりに菌を植え付けて栽培を行っていくことになります。

県有林課長：

委員ご指摘のとおり、昨年度、やまなしの魅力ある森林スポット100選という冊子とPR用のパンフレットを作成したところでございます。この冊子は、県内の100箇所の景観の優れた森林等を掲載するとともに、その場所の周辺の観光スポットと組み合わせたビューポイントコースなど、1日の観光ルートを示したかたちで、掲載しています。

配布先は、昨年度、関東ブロックの春の物産観光展、観光ボランティアガイド大会、県内観光フェア等で配布しましたが、今年度はもう少し幅を広げ、JR東日本の観光キャンペーン開催時に配布したり、都内の山梨県のアンテナショップ・富士の国やまなし館のキャンペーン開催時に配布したりするなど、配布の場所も観光に沿ったかたちで、範囲を広げて対応しているところであります。また、YBS放送のわくドキやまなしでも、現地取材の上、放映していただいたり、県広報誌のふれあいにも掲載するなど、今後も色々な機会を通じて、観光誘客にも反映するかたちで対応して参ります。

中北林務環境事務所長：

先程、バイオマスの普及等の話がありましたので、出先事務所の立場からお答えさせていただきます。出先事務所では、今年度から普及スタッフという専属の職員を各出先事務所に配置して、民有林の整備、バイオマス利用施設の拡大、バイオマスエネルギーの利用について、市町村、地域の森林組合、林業事業体と協力して、ビジョンの目標達成の後押しをさせていただいているところです。バイオマスに関しては、やまなし木質バイオマス協議会という、ヨーロッパで行われている、地域でエネルギーを地産地消しようとする事例を目標に、山梨でも同じようなことを目指して活動している協議会がありますので、そこに普及スタッフが訪問し、県として協力できないかということで、取り組みをおこなっているところでございます。

委員：

森林スポット100選のパンフレットについて、なぜ質問させていただいたかということ、山梨にはたくさんのワイナリーがあり、それを目当てに泊まりでお客様が来ますが、その際温泉施設との連携が意外とできていないという話を、地元のワイナリーの方から聞くのです。これは、県が一生懸命取り組んでいても、連携がない事で、空回りしているかもしれず、そうだとするともったいないと思ったからです。

今回の森林スポットのパンフレットのようなものを作成する場合は、併せて山梨の主要な観光資源までがわかるものを記載することで、泊っていただけて、その他にもお金を落とさせていただける、そういった取り組みにつながると思い、この質問をさせていただきました。

ありがとうございました。

議長：

他にどうでしょうか。〇〇委員。

委員：

前回の審議会で、戦後に植林した木が、伐採する時期を迎えている中、木が伐れていないという話がありましたが、私はこれが有効利用できれば、県としてもビジネスチャンスになるのではないかと感じています。バイオマスやペレットストーブ等の燃料としての使い方の話が、本日は色々出てきましたが、やはり第一は、木材を公共用でも民間用でも地域の建物に使うことであり、県にはそうなるように努めてもらいたいと思います。

現在、県内の住宅メーカーのプレカットの注文は、静岡や神奈川県等の県外に流れてしまっている状況ですが、これについて県内で完結できるようなルートを確立していく必要があると思います。先程、林業の日払い制や年収が低いという話もありましたが、これも安定ルートがなく、収入が見込めないことからくる問題だと思うので、県にはルートの整備に向けて努力していただけたらと思います。

林務長：

1本の木を伐れば、柱に使えるところ、燃やすしかないところ、切り刻んでエンジニアリングウッドにするところ、それぞれ値段も違いますし、林業従事者や森林所有者に還元するには、製材品として使える部分を多く取る必要があります。御存知かと思いますが、国の統計で伐採した木材の用途をみた場合、全国平均では、6割が製材、2割が合板、2割がチップとなっているところ、山梨では、7割がチップという状況にありまして、我々はこれをいかにお金に換えていくか、建築材として家に使えるようにしていくか、ということをやっていかなくてはならないと考えております。現状では、製材工場の実態等もありますので、色々難しい面もあると思いますが、関連する素材生産業者、製材業、設計者、そういった人達が連携して、建材が流れていくような仕組みがつかれないかということは、我々も考えて参りたいと思います。今後とも、ご意見・アドバイス等いただけたらと思います。

議長：

それでは、大分質問や意見も出たようでございます。予定の時間もありますので、この議題につきましては、質疑を終わらせていただきます。県の目標が一步一步クリアされていくのは、良いことですし、今後も1年ごとに計画を地道にやっていく中で、10年先のビジョンが実現されていけば、結構なことだと思います。

それでは、「平成29年度第1回森林保全部会における決議案件について」を議題とします。「森林保全部会」から説明をお願いします。

委員：

森林保全部会の〇〇です。

森林保全部会長が報告するところでございますが、所用で欠席のため、私の方から、山梨県森林審議会運営規則第8条の6に基づく森林保全部会の決議案件の報告をいたします。

森林法第10条の2第6項により県から諮問があった「森林における開発行為の許可に関すること」につきまして、平成29年11月1日午後2時より森林保全部会を開催し、審議致しました。

諮問案件の概要につきましては、お手元の資料2に記載しておりますが、

- ・申請者は、山梨甲斐東平メガソーラー発電合同会社です。
- ・場所は、甲斐市菖蒲沢
- ・開発行為目的は、太陽光発電施設の建設でありまして、
開発行為に係る事業区域面積は、29.7768ha
うち、森林面積は、29.3158haです。

この事業計画につきまして、審議しました結果、山梨県林地開発行為許可申請に係る審査基準に適合していると認められるため、意見なしで答申することを決議しました。

なお、本案件は11月8日に許可となり、完成予定は、平成32年5月とのことであります。

以上、森林保全部会における決議案件のご報告となります。

議長：

森林保全部会からの説明が終わりました。これについてのご質問・ご意見ありますでしょうか。

委員：

(意見なし)

議長：

この場所は、県有林ですか。民有林ですか。

森林整備課長：

民有林になります。

議長：

発電量は、どのくらいになるのですか。

森林整備課長：

19,877kwです。一般の家庭でいいますと、概ね4千世帯分に相当する発電量になります。

議長：

他に何かご質問ございますか。それでは、これは保全部会からの報告ということで、ご承知おき願いたいと思います。

以上で、本日の2点の報告事項が終わったわけですが、その他につきまして、何かご質問・ご意見等がありましたら、発言をお願いします。

委員：

先程のビジョンに東京オリンピック・パラリンピックの事が書かれていましたが、実際にこのオリンピックでどのくらい山梨県の木材が使われることになったのか、概要を教えてくださいと思います。

県有林課長：

選手村の仮施設「ビレッジプラザ」に、製品で60m³が決定しております。また、現在、他の競技施設については働きかけをしているところがございます。使用量は今後決まってくるようになります。県ではオリンピック・パラリンピックに向けて、システム販売というものを導入して、例えばオリンピックの競技施設に対して、木を伐る方、加工する方、製品にする方、それを取り扱う商社の方、などが企業グループを形成しまして、ある施設にFSCの製品を供給したいと考えている相手方と販売協定を結びまして、製品利用の見込みがたったところで、県有林の木を売り払いするかたちになっています。企業グループの人は、「我々のところで採用されれば、FSC材でつくります」という優位性をもって営業が行われております。現在、オリンピック施設が、随時建築に入っている段階ですので、企業グループと連携しながら働きかけをしているところです。企業グループは、現在4グループと販売協定を結んでおりまして、またその外にも販売協定に手を上げたいというグループも出てきている状況でございます。

委員：

60m³という量のイメージがつかめないのですが、山梨県は森林面積の割合が全国でも有数の高い県なので、オリンピックにおいて国産の木材が使われるなかで、県として数値目標のようなものは持っているのでしょうか。

県有林課長：

システム販売には、通常分の製品もあり、オリンピック分を合わせますと、27・28・29の3年間で約5万m³の県産材が用意できている状態となっております。

また先程の60m³という数字は、通常の住宅でいいますと、大体1軒平均が18m³ですので、3軒分の材料になります。それほど量は多くないのですが、これは、ビレッジプラザの大会組織委員会の方針が、全国の数多くの地方自治体に協力をしてもらい、ビレッジプラザを建設するというので、1つのところに大きくということではなく、全国各地の地方自治体から材を供出してもらい、オリンピックの機運を高めたいという事情もありましたので、量的には多くないという状況にあります。

議長：

オリンピックの会場については、FSC材を優先して使うという話が早い段階で報道され、山梨県が今まで適正な森林整備をして、全国的にみても多くのFSC材を生産しているということをおまえると、有利な話であると思っていたのですが、このFSC材を優先させるという話は、後退しているということですか。

県有林課長：

議長がおっしゃるように、当初の段階で大会組織委員会からは、F S C材などの認証材、合法木材などの国内産の木材を優先的に使用するという方針が明確に示されており、また、動物・植物等に配慮した生産がされている等の条件も付されておりまして、それ自体が緩んでいるということはありません。一部、コンクリートの型枠の合板等についてはロシア産のF S Cが使用されて、N G Oの団体から指摘された経緯もあったようですが、最初の大会組織委員会の方針は変わっていないものと思われまます。

議長：

供給する地域としては、加工賃があるにせよ、東京に近い山梨県だけに素材として活用していただける期待があったので、大いに見込んでもらう必要があるように思います。

もう1点質問があります。県有林はF S Cの認証を得ている訳ですが、例えば町村単位の財産区や市町村林のF S C材の認定については、どのような状況ですか。

県有林課長：

集約化した民有林でF S Cの認証を受けている事業者もございます。オリンピックを契機に更にF S Cの認知度を向上していきたいと考えておりますし、先程のシステム販売のように山から製品になるまでのサプライチェーンを、オリンピックが終わった後も継続しまして、流通経路に県産材が供給されていく仕組みになるように取り組んで参ります。

議長：

そういう可能性が広がっていけば、F S Cに対する自治体・企業・所有者の力の入れ方も違ってくるので、より森林が整備されていくことにもつながり、いい傾向ではないかと思えます。県有林以外の話題があったら、広めていきたいですね。

他にいかがでしょうか。

委員：

意見というか、思いを少しお話しさせていただければと思います。地域の民有林を整備するボランティア活動を十年くらいさせていただいております。子供達と共に、お母さん達が中心になって、約2haの森を整備しながら、木を加工して、ベンチを作ったり、毎月1回イベントを行っています。素人が始めたということもありまして、これまで県の関係者やプロの山の仕事をされている方から、アドバイスをいただいて活動してきましたが、始めた頃は、山に関わっていることを恥ずかしいと思っているような方が多く見受けられました。山を持っていることが後ろめたいような山主さんや、山の方に住んでいることを、なんとなく恥ずかしいと思っている方、そのような方が当初は多かったのですが、段々と変わってきました。特に、震災後になってからだと思うのですが、暮らし方や意識が大きく変わり、お母さん方も子供に自然体験をさせたいとか、何かあった時は強く生きてもらいたいとか、そういうような声が増えて、山への評価も高まってきたのです。私どもにアドバイスしてくれる森林の事を学んできた方は、他県の人が多いです。山梨の自然に魅力を感じて、ここで何かできないかと移り住んできた人達で、都会より田舎の方

が素晴らしいという考えをもっている人が多くいます。そして、優秀な人達です。そういう方達からのお話を聞くなかで、山梨県には農林高校はあるけれども、そこで学んだ人達のその先が、もう一つないという話を聞きまして、私としては、山梨県に農業大学ができれば素晴らしいと思います。山に囲まれた山梨県で誇りを持って学び、知識を地域で活かす、そういった仕組みが出来ればと。今までのやり方では、田舎の子供は都会に出る、という流れを変えることはできないのではないかと思います。少し話がそれてしまいましたが、せっかくの山梨県の基盤があるところを色々な面から活かしていければと思い、お話しさせていただきました。

委員：

都会には、山で活動したいという人がいて、一方で里山は非常に荒廃しているという状況の中で、行政がどういう立ち位置で、どういう関与ができるかという事ですが、例えば、千葉県では里山の保全条例として、県が土地所有者とアクセスを希望する都会の住民との仲立ちをするような条例を策定しております。そのような事例も一つの参考になると思います。せっかくいい素材が山梨県にはあるので、他県の事例も参考にして、検討していただければと感じた次第です。

みどり自然課長：

本県でも条例化まではしてないのですが、先程も申し上げたやまなし森づくりコミッションという団体がありまして、県とも連携しながら企業・団体が森林整備に取り組む窓口として、活動しております。実際に企業が県内で森づくりをやりたいと希望しても、中々情報がありません。コミッションに来ていただければ、相談にのったり、助言を行いまして、また、コミッションの方からは、県内の植林する場所の斡旋・仲介などを行っています。

議長：

私からも1点、〇〇委員に質問があります。〇〇委員の先程のご意見をふまえて、建築関係のお仕事をされていますが、仕事からみた木材需要について、どういう方向で行ったら山梨県の木材需要が伸びると思われますか。

委員：

山梨県でも最近、積極的に木材を公共建築物に使うケースが増えてきて、早川町役場、小菅村の体育館等色々なところで、有効利用されるようになってきたと思うのですが、例えば東京などの県外をみた場合、建築家の隈研吾さんなどはトラスを多用した建築を行うなど、最近では景観上も構造上も工夫された建物がかなり増えてきていると思うのです。山梨ではまだそういった使い方が少ないように感じます。地元に見える木があるのであれば、もっと使えるチャンスはあるのではと感じています。

また、県産材を使うと高くなってしまおうというイメージが、いまだに払拭されていない感じがします。もうそういう時代ではないということを経験の大工や設計者、企業にももっと周知していく必要があるのではないかと感じています。

議長：

木の方が高価だという感覚は、これまで公共建築に使う際にも そういう考え方が大きく占めていましたね。その辺は、これから木の親しみやすさ・暮らしやすさという切り口で、木の住まいが良いということをもっと普及していきながら、安く手に入るし、しかも丈夫であるという、こういう考え方もこれからのビジョンの中で、追求していく必要があるような気がします。

今日は、ビジョンの関係で色々とお意見をいただきました。今後の長期計画達成に向けての良い材料になるものと思います。この辺でそろそろ議事を閉めさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：

(了承)

議長：

ありがとうございました。それでは、議長の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会：

委員の皆様には、長時間にわたる審議のなか、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、本日の森林審議会を終了させていただきます。

以上